

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する口にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 19 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 9 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 23 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 6 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。

一般の閲覧に供するため, 令和 8 年 2 月 19 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 930, 000 4, 744, 000	一括	1, 186, 000	32, 480	8, 960
1	2, 560, 000				
2	3, 370, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町 |
| | 地 番 | 440番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 76.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町440番地8 |
| | 家屋 番号 | 440番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 38.61平方メートル
2階 35.64平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 1月 7日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

地役権

原 因 昭和51年3月25日設定

目 的 電線の支持物を除く電線路を施設すること及びその保守運営のための土地立入もしくは通行の認容並びに当該電線路の最下垂時における電線から3・75mを控除した高さを超える建造物等の築造もしくは竹木の植栽禁止

範 囲 送電線路線下両保安線間の土地33・16㎡

要 役 地 交野市大字倉治2027番

地役権図面 第40号

【物件番号2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記



載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町 |
| | 地 番 | 440番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 76.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町440番地8 |
| | 家屋 番号 | 440番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 38.61平方メートル
2階 35.64平方メートル |



令和 7年(ケ)第 329号
令和 7年10月14日受理
令和 年 月 日提出
7.11.27

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官

園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町 |
| | 地 番 | 440番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 76.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町440番地8 |
| | 家屋 番号 | 440番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 38.61平方メートル
2階 35.64平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	寝屋川市太秦中町37-10		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: { 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

表札の表示 所有者の姓 (漢字)

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われるが、正確には専門家の測量等を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地をなしている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 目的土地南西部にカーポートがあるが、屋根に破損がみられた。またカーポートには車検が切れている所有者の車が駐車してあった。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図 (概略図) のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産類が存在する。
- (4) 目的建物には梯子式屋根裏収納があり、2階南側洋室の天井に出入口がある。
- (5) 目的建物の床面・クロスに汚損・損耗が散見され、障子の破れ等もみられたが、建物内部は、概ね経年相当の老朽化であると認めた。

4 その他

- (1) 目的土地には地役権が設定されており、その内容は以下のとおり。
 - ・原因 昭和51年3月25日設定
 - ・目的 電線の支持物を除く電線路を施設すること及びその保守運営のための土地立入もしくは通行の認容並びに当該電線路の最下垂時における電線から3.75mを控除した高さを超える建造物等の築造もしくは竹木の植栽禁止
 - ・範囲 送電線路線下両保安線間の土地33.16㎡
 - ・要役地 交野市大字倉治2027番
 - ・地役権図面第40号
- (2) 目的物件の南東方付近に鉄塔が、東方付近に変電所があり、目的土地南部の上空には送電線が存する。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1、目的建物は、私が住居として使用しています。 2、目的土地に関して、境界争いや権利争いはありません。 3、目的建物は、増築・改築等していません。 4、目的建物に雨漏り等の不具合はありません。 5、目的土地上に駐車してある車は私の車ですが、車検が切れています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述、提示文書及び立入調査の結果等から、目的建物は所有者が、住居として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月14日 18:45-18:50	中之島図書館	物件確認
7年10月15日 13:30-13:35	大阪法務局 北大阪支局	公図等調査
7年10月17日 14:25-14:35	寝屋川市役所	道路等調査
7年10月17日 14:40-14:50	寝屋川市 サービスゲート	課税関係調査
7年10月17日 15:00-15:15	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書投函
7年10月20日	執行官室	ライフライン調査
7年10月22日 13:10-13:20	執務場所	所有者と電話・聴取
7年11月19日 9:50-10:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者と面談

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

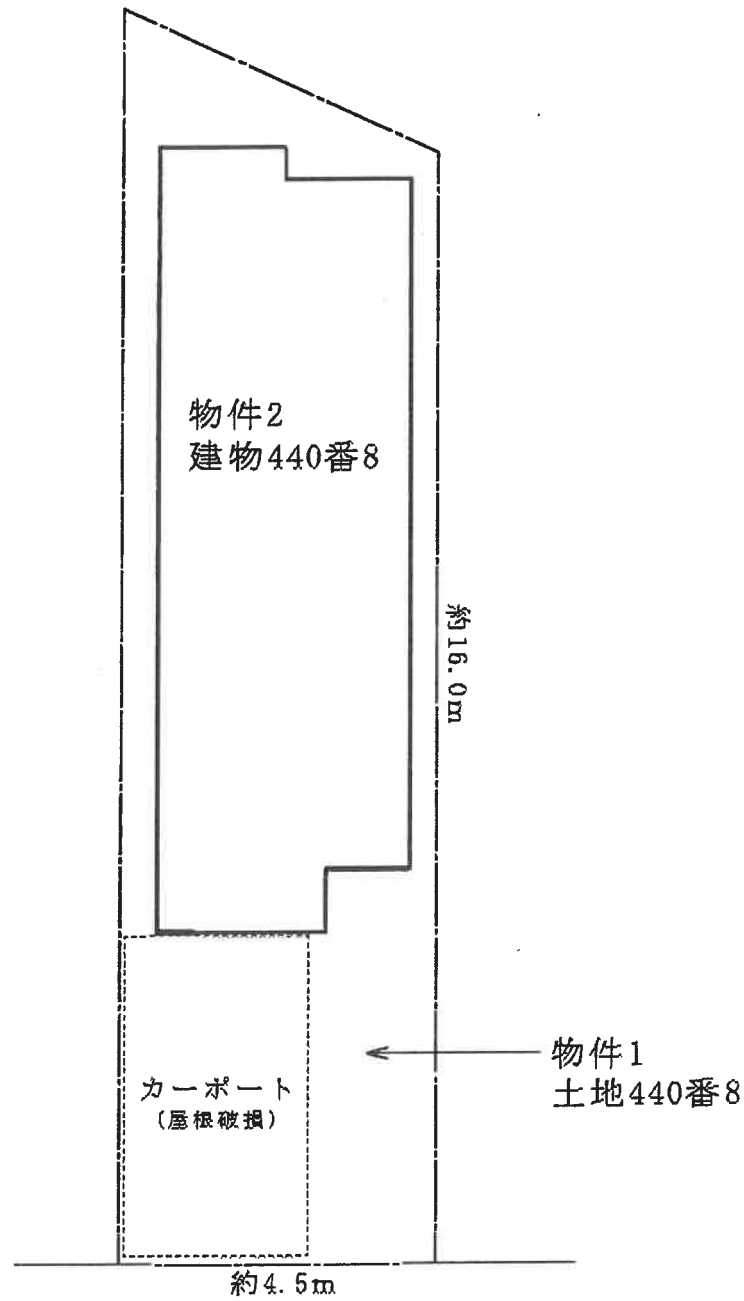
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）329号



市道（42-1-1）
現況幅員約6.7m

（検尺は概測である）

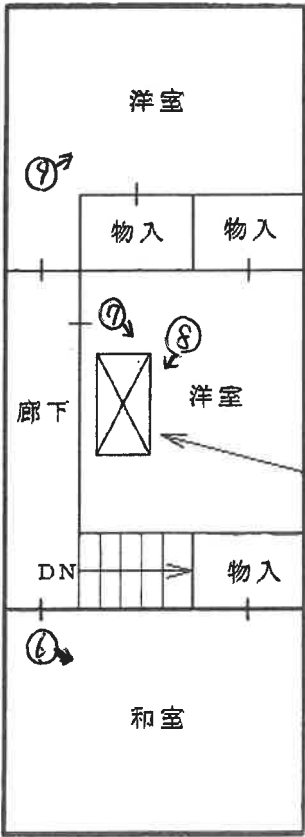
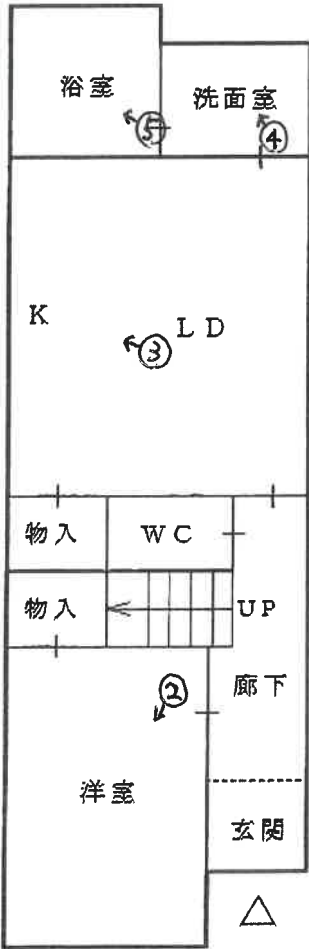
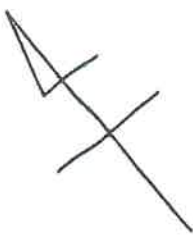


（←○写真撮影位置・方向）

（7枚目）

間取図（概略図）

令和7年（ケ）329号



梯子式屋根裏収納入口

1 目的建物



2



3

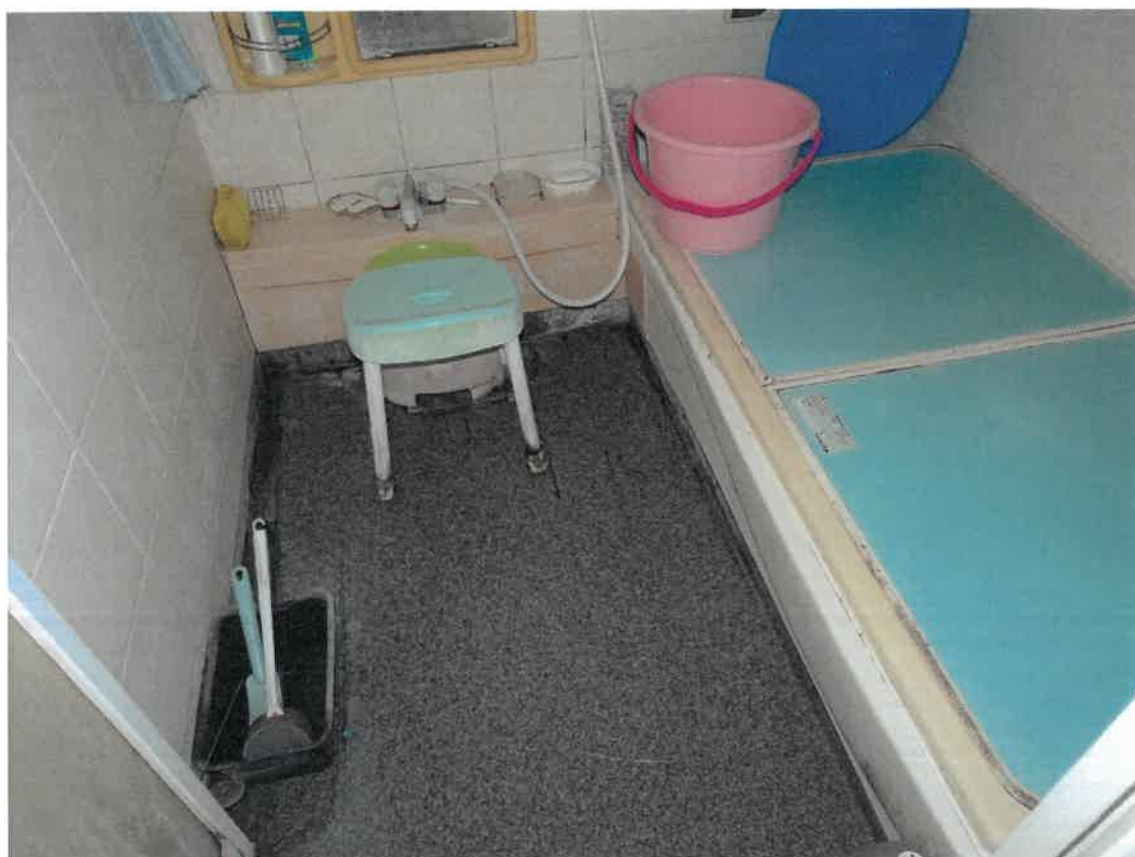


(10 枚目)

4



5

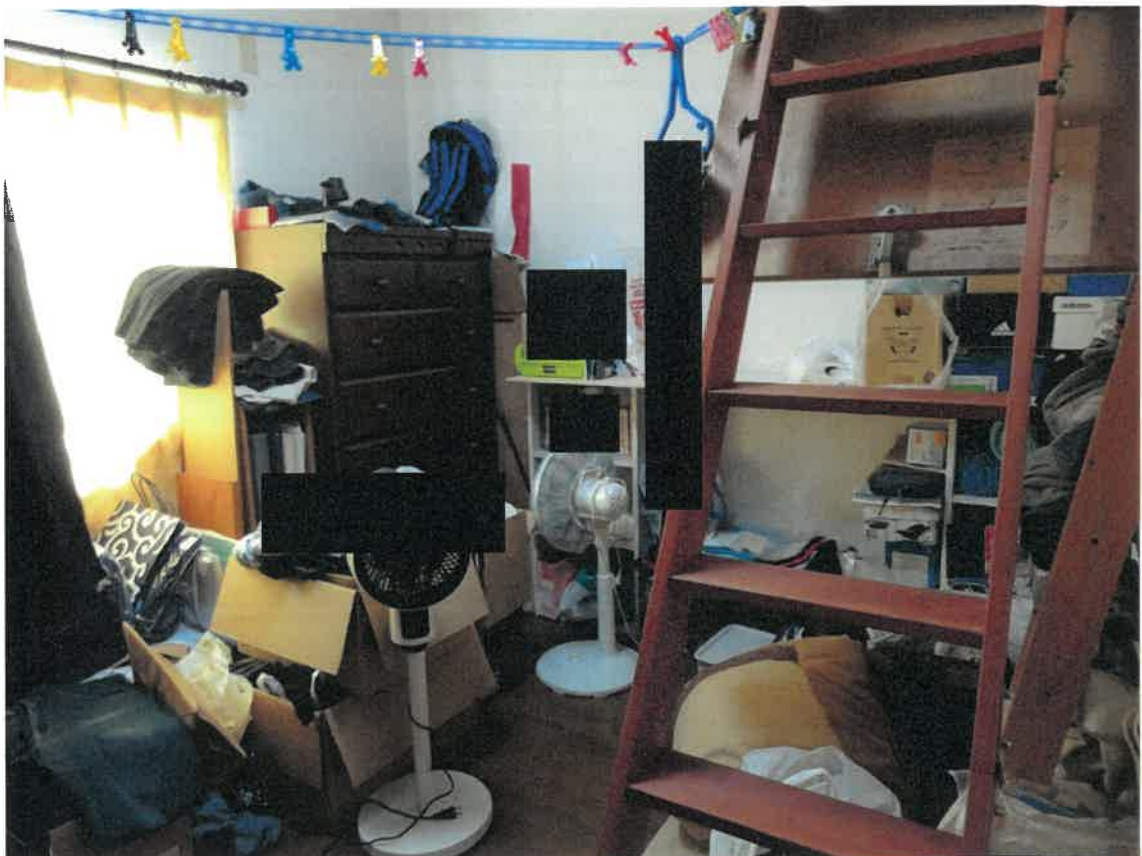


(11 枚目)

6



7



(12 枚目)

8 屋根裏収納出入口



9



(13 枚目)

令和 7年（ケ）第329号

令和 7年11月19日 現地調査

令和 7年11月26日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

（ 土地付建物 ）

評価人 不動産鑑定士

小 笠 裕 也

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 5,930,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 2,560,000 円
物件2	金 3,370,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	物件目録と地積測量図並びに現地概測数量は概ね一致した。 その他については下記特記事項記載のとおり。
2	所 在 号 家 屋 番 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	目的土地には下記のとおり、地役権設定登記が存する。 原 因：昭和51年3月25日設定 目 的：電線の支持物を除く電線路を施設すること及びその保守運営のための土地立入もしくは通行の認容並びに当該電線路の最下垂時における電線から3.75mを控除した高さを超える建造物等の築造もしくは竹木の植栽禁止 範 囲：送電線路線下両保安線間の土地33.16m² 要役地：交野市大字倉治2027番 地役権図面第40号		
2	特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	京阪本線「寝屋川市」駅の南東方約2,100m（道路距離） 京阪バス「豊野浄水場前」停留所の南西方約160m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付 近 の 状 況	中小規模の一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域。今後、地域に特段の変動要因は無く、当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	50 %	
	容 積 率	100 %	
	防 火 規 制	準防火地域	
	そ の 他 規 制	第1種高度地区、日影規制、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画「居住誘導区域」	
画 地 条 件	規 模	76.50㎡	
	形 状	やや不整形	
	間 口 ・ 奥 行	間口約4.5m、奥行約16.0m（南東辺）	
	高 低 差 等	道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路の状況	南 西 側	幅員約6.7m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）	
	接 道 状 況	中間画地	
土地の利用状況等	現 況	物件2建物の敷地	
	隣 地 の 状 況	北 東 ： 公 園	北 西 ： 住 宅
		南 東 ： 公 園	南 西 ： 道 路
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり	
	ガ ス 配 管	あり	
	下 水 道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土 壌 汚 染 等	対象土地は形質変更時要届出区域等には該当せず、対象建物も法令上の有害物質使用特定施設の届出はない。閉鎖登記簿による確認では、明治時代より複数の個人、法人の所有履歴が認められ、平成10年に現建物の敷地となっている。また、昭和37年以降の過去の住宅地図による確認では、現在の建物が建築される以前は、建物の敷地として使用されていなかったものと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断されるが、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特 記 事 項	(1) 目的土地の南西部にカーポートが存する。 なお、当該カーポートの屋根が破損していた。 (2) 目的土地の南東方付近に鉄塔が存し、目的土地の南部上空には送電線が存する。また、公園を挟んで東側に変電所がある。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	平成10年3月2日 新築 (登記記載)
	経 過 年 数	約28年
	経済的残存耐用年数	約2年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング 等
	内 壁	クロス 等
	天 井	クロス 等
	床	フローリング、畳 等
	設 備	電気、給排水設備、ガス、等
	そ の 他	特になし
床面積（現況）	延 74.25㎡	
	増築はなく，登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	4LDK
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	(1) 2階南側洋室の上部に，梯子式屋根裏収納が存する。 (2) 床面・壁紙に汚損，損耗が散見され，障子の破れ等もみられたが，建物内部は概ね経年相応の老朽化と判断した。 (3) 設備等についての作動確認は行っていない。 (4) 対象建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果，アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (5) 建築確認（有り），検査済み（無し）	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ＝(ア×イ×ウ×エ)
1	113,000	0.97	76.50	0.90	7,547,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

○地価調査 寝屋川(府)-5

$$\text{基準価格} \quad 118,000 \text{ 円/㎡} \times \frac{\text{時点修正} \quad 101.4}{100} \times \frac{\text{標準化補正} \quad 100}{101} \times \frac{\text{地域格差} \quad 100}{105} \approx \text{標準画地価格} \quad 113,000 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 :	接面・方位※	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01

◇ 地域格差 :	街路※1	接近※2	環境※3	行政※4	将来	その他	相乗積
	0.98	1.01	1.05	1.01	1.00	1.00	1.05

※1: 街路幅員を考慮

※2: 駅接近性を考慮

※3: 周辺利用状況等を考慮

※4: 容積率を考慮

イ 個別格差 :	接面・方位※1	規模	形状※2	高低差	行政	その他※3	相乗積
	1.05	1.00	0.95	1.00	1.00	0.97	0.97

※1: 南西側方位(+3), 隣接地の状況/公園(+2)

※2: やや不整形地を考慮

※3: 目的土地に地役権が設定されていることを考慮

ウ 地 積 : 登記数量を採用した。

エ 建 付 減 価 : 本件においては-10%が適切と判断した。

(2) 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ＝(ア×イ×ウ)
2 (主である建物)	200,000	74.25	0.08	1,188,000

ウ 現 価 率

経過年数 約28年

経済的残存耐用年数 約2年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 2\text{年} / (\text{経過年数} 28\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 2\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.08 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	7,547,000	法定地上権	0.50	3,774,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) [1 (1) オ・1 (2) エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) [2 (1) ウ] イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ= [(ア+イ)×ウ×エ×オ×カ]
1	7,547,000	△3,774,000		0.97	0.70		2,560,000
2	1,188,000	+3,774,000	1.00	0.97	0.70	0	3,370,000
一括価格(合計)							5,930,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正率

アスベスト含有建材の使用可能性を考慮した。なお、実際に使用されているかは不明であるが、使用が確認された場合には、高額な対策費用が発生する可能性があることに留意を要する。

オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価(敷金等)

本件の場合は不要である。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地 [寝屋川(府)-5]

所 在	大阪府寝屋川市太秦中町730番21「太秦中町8-3」
価 格	118,000 円/㎡
位 置	京阪本線 寝屋川市駅の東方 約1,900m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	121 ㎡
供 給 処 理 施 設	ガス, 水道, 下水
接 面 街 路	西側 幅員約4.2m市道 中間画地
用 途 指 定 等	第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%・容積率150%) 準防火地域, 高度地区
地 域 の 概 要	中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物 件 1	4,001,562 円
物 件 2	1,653,163 円

第7 附属資料

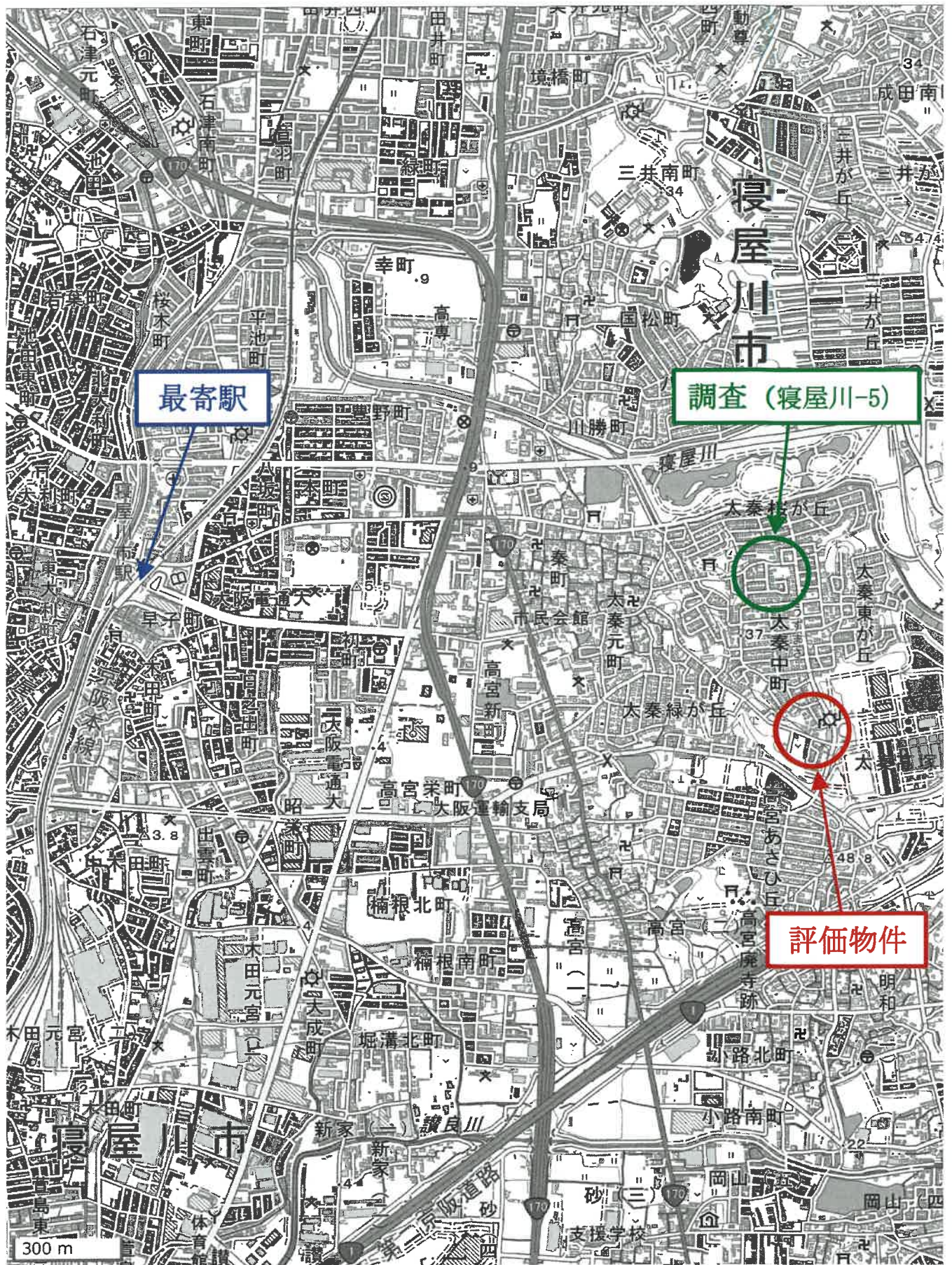
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 地役権図面 (写)
- 6 土地建物位置関係図
- 7 間取図 (概略)

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町 |
| | 地 番 | 440番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 76.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 寝屋川市太秦中町440番地8 |
| | 家屋 番号 | 440番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 38.61平方メートル
2階 35.64平方メートル |





地理院地図
位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	寝屋川市太秦中町				地番	440番8		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局枚方出張所管轄)

令和7年7月29日

東京法務局

請求番号：35-1

(1/1)

登記官



公図 (写)

A4版に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(大阪法務局枚方出張所管轄)
令和7年7月29日 東京法務局

總品加

請求番号：35-2

157193

440-8~-12

種
地

土壌の所在

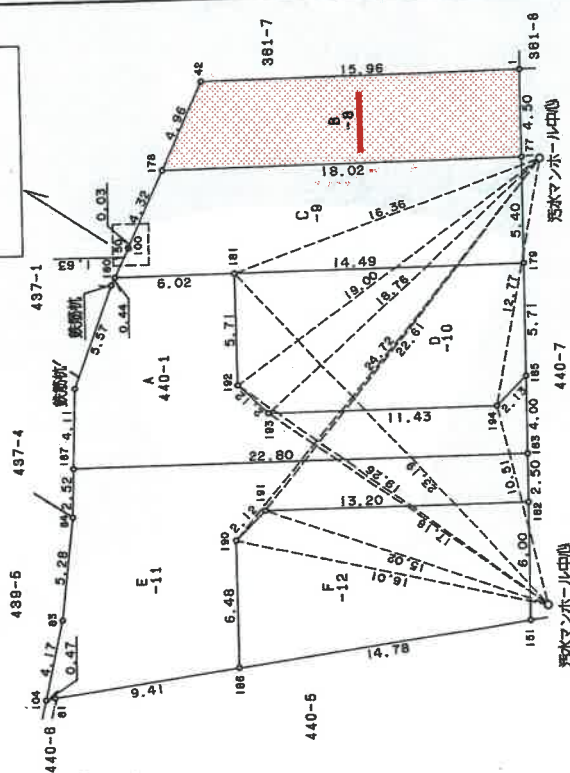
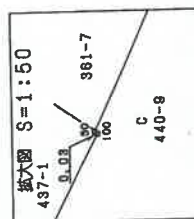
教 授 座

邦番	B	440-8	X	Y	辺	長	No.	No.
No.	177					4.50	1	177
	1	金庫プレート	209.320	195.612				
	1	金庫プレート	206.557	193.166		4.96	42	1
	42	コンクリート構	219.252	208.952		4.96	178	42
	178	金庫プレート	223.652	206.948		18.02	177	178
		計	153.01853	面	積		76.5092715	
		坪	23.14	面	積		76.50	m ²

No.	種 産	C 440-9		Y	辺	長	No.	No.
		銅 鑄	X					
180	金鋼プレート	228.949	203.796	6.02	181	—	180	
181	金鋼プレート	224.160	200.142	14.49	179	—	181	
177	金鋼プレート	212.634	191.348	5.40	177	—	179	
178	金鋼プレート	209.320	179.612	18.02	178	—	177	
170	金鋼プレート	223.652	206.548	4.32	180	—	178	
150	金鋼プレート	227.484	204.542	0.03	100	—	50	
500	金鋼プレート	227.475	204.510	1.63	180	—	100	
延 積		208.070411	延 積	104.0352095				
厚 積		31.47	延 積	104.03 m ²				

地 番	D	440-10	X	Y	辺	長	No.	No.
192	豊 前		227.630	195.595		2.12	193	- 192
193			227.347	193.493		11.43	194	- 193
194			218.258	186.557		2.13	185	- 194
185	金岡プレート		216.145	186.932		5.71	179	- 185
179	金岡プレート		212.634	191.348		4.43	181	- 179
181			224.160	200.142		5.71	192	- 181
44	宮 城		204.370633		縦		102.1853165	
45	宮 城		30.91		横		102.18	m

期番		E 440-11			
No.	種	X	Y	辺	No. - No.
104	金剛プレート	245.272	189.126	0.47 81	- 104
81	金剛プレート	244.848	188.923	9.41 186	- 81
186	金剛プレート	236.665	184.268	6.48 190	- 186
190	金剛プレート	232.732	189.423	2.12 191	- 190
191	金剛プレート	230.629	189.705	13.20 182	- 191
182	金剛プレート	220.135	181.698	2.50 183	- 182
183	金剛プレート	218.600	183.673	22.80 187	- 183
187	金剛プレート	236.733	197.508	2.52 84	- 187
84	金剛プレート	238.349	195.564	5.28 83	- 84
83	金剛プレート	242.055	191.791	4.17 104	- 83
268	岩盤	268.606653	地盤	134.3033285	
40.62	岩盤	40.62	地盤	134.30	m

 $\frac{1}{2}$

作製者

(平成 9 年 5 月 23 日作証)

申請人

縮尺

$$\frac{1}{250}$$

地積測量図 (写)

登記年月日：平成9年6月3日

157194

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局枚方出張所管轄)

令和7年7月29日

東京法務局

登記官

清

地番

440-8-12

土地の所在
寝屋川市太素中町

地積測量図 9.6.3

2/2

座標求積表

地番 No.	F 440-12 種 別	X	Y	辺 長	No.
186	金属プレート	236.665	184.268	14.78	151
151	金属プレート	223.818	176.960	6.00	182
182	金属プレート	220.155	181.698	13.20	191
191		230.629	189.705	2.12	190
190		232.732	189.423	6.48	186
合 計		202.899533	面 積	101.4497665	
坪 数		30.88	地 積	101.44	m ²

別地番

A 440-1

公 簿 631.08595650

換 算 518.4828865

換 算 地 積 112.60 m²

2/2

作製者

(平成9年5月23日作成)

申請人

縮尺 1/

請求番号：35-2
(2/2)

登記年月日：平成10年3月26日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局地方出張所管轄)
令和7年7月29日 東京法務局

登記官

請求番号：35-3

建物図面
各階平面図

家屋番号	440番8
建物の所在	桜屋川市太秦中町440番地8

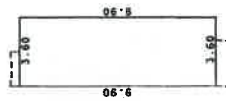
511373
各階平面図

(1 階)



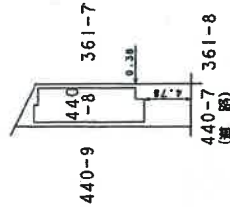
求積表
11.25 x 1.80 = 20.2500
10.80 x 0.80 = 8.6400
9.90 x 1.20 = 11.8800
合計 38.6100
所収積 38.61 m²

(2 階)



求積表
9.90 x 3.60 = 35.6400
所収積 35.64 m²

(単位 メートル)



作製者

縮尺 1/250
年 8 月 24 日作成

申請人

縮尺 1/500

703425

地役権図面

9.6.-3

440-8~12

440-1, 8~12

愛媛県大洲市

三斜求積表

地番 NO.	底辺	高さ	底面積
1	8.069	4.460	35.987740
2	8.069	3.760	30.334440
			底面積 66.322180
			底面積 33.1635900
			地積 33.16 m ²

地番 NO.	底辺	高さ	底面積
1	9.608	5.343	51.335544
2	9.608	4.496	43.197568
			底面積 94.533112
			底面積 47.2665560
			地積 47.26 m ²

地番 NO.	底辺	高さ	底面積
1	10.729	6.741	72.324189
2	11.047	2.067	22.834149
3	11.047	4.920	54.351240
			底面積 149.509578
			底面積 74.7547690
			地積 74.75 m ²

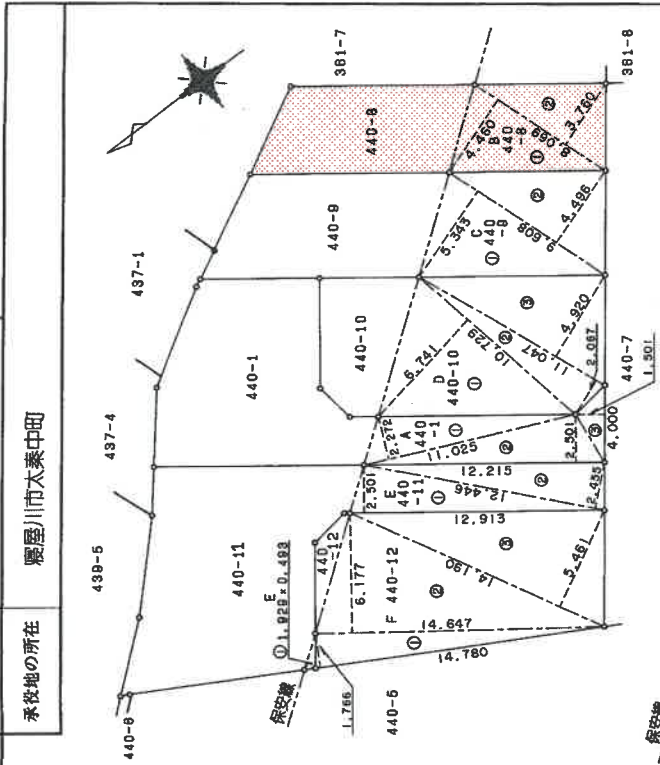
地番 NO.	底辺	高さ	底面積
1	12.913	2.501	32.295413
2	12.446	2.455	30.554930
			底面積 62.850343
			底面積 31.4251715
			地積 31.42 m ²

地番 NO.	底辺	高さ	底面積
1	1.929	0.493	0.950997
			底面積 0.950997
			底面積 0.4754985
			地積 0.47 m ²

E440-11+E=31.89M²

地番 NO.	底辺	高さ	底面積
1	14.780	1.766	26.101480
2	14.647	6.177	90.474519
3	14.190	5.461	77.491590
			底面積 194.067589
			底面積 97.0337945
			地積 97.03 m ²

合計面積 314.89M²



三斜求積表

地番 NO.	底辺	高さ	底面積
1	11.025	2.272	25.048800
2	12.215	2.501	30.549715
3	4.000	1.501	6.004000
			底面積 61.602515
			底面積 30.8012575
			地積 30.80 m ²

申請人

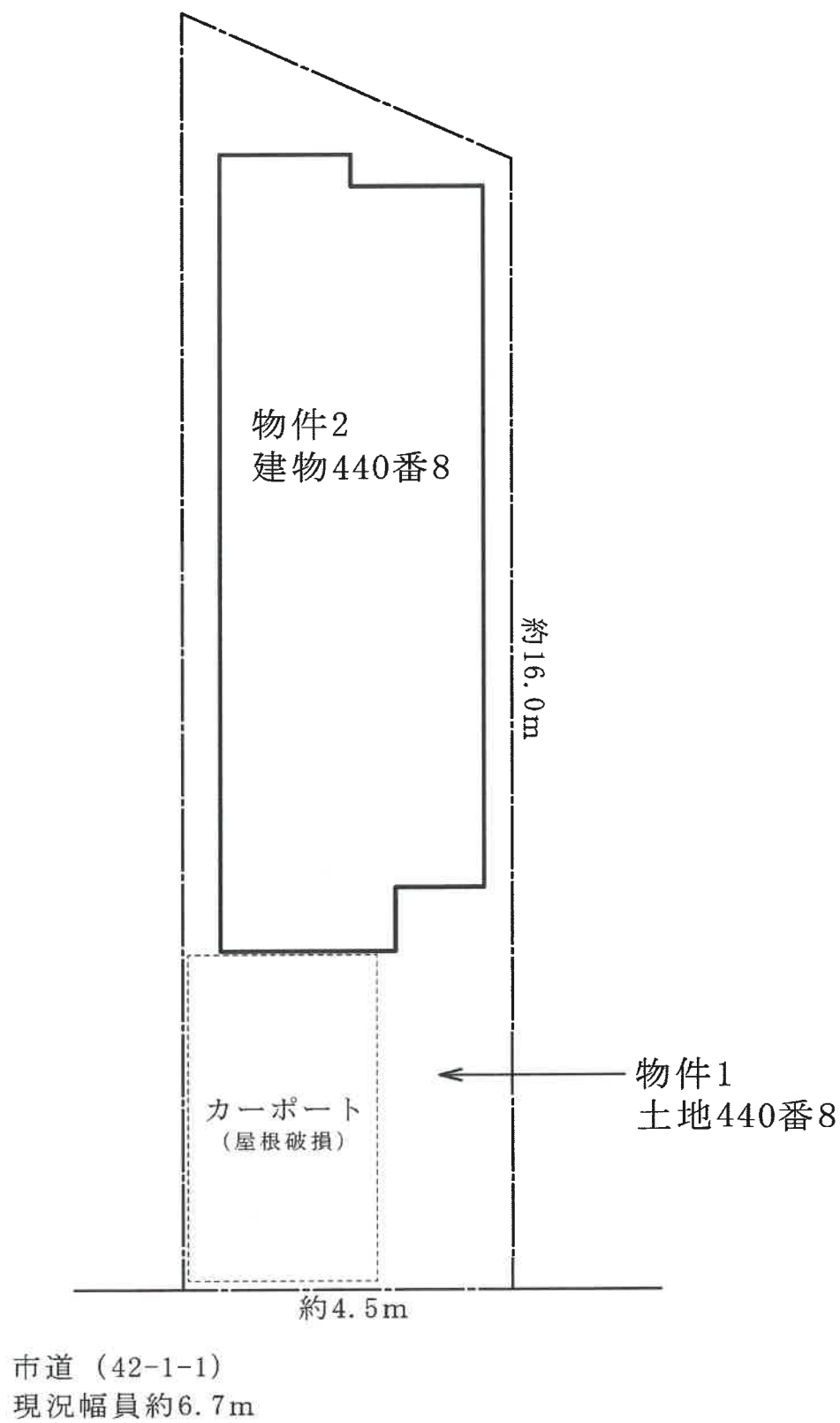
地役権者

平成

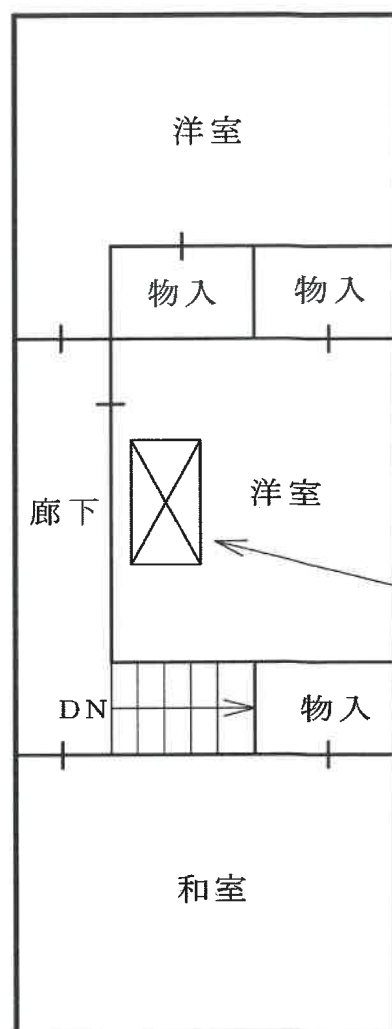
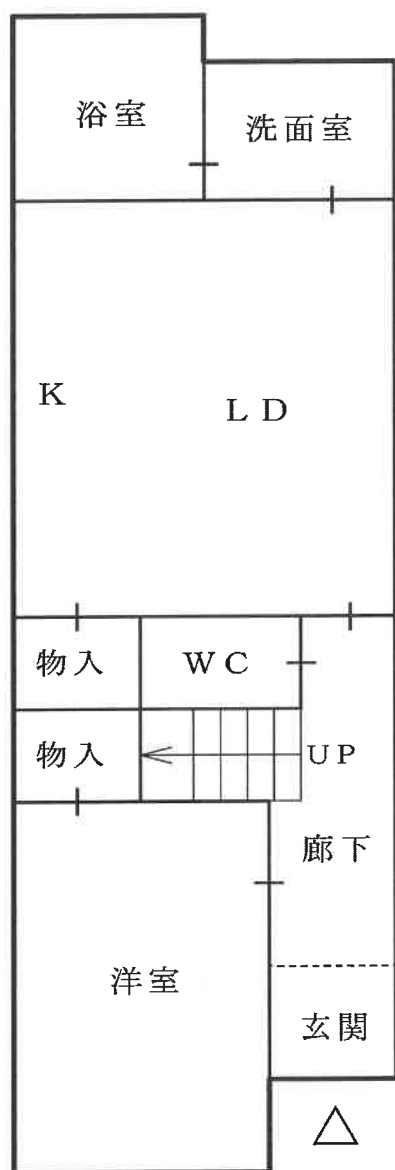
9年5月26日

作製

250



土地建物位置関係図



梯子式屋根裏収納入口



間取図 (概略)